

諮問庁：国立大学法人京都大学

諮問日：平成30年11月2日（平成30年（独情）諮問第63号）

答申日：平成31年1月28日（平成30年度（独情）答申第62号）

事件名：専門業者にデータ復元・解析を依頼した調査に係る発注書等の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙の1に掲げる文書1ないし文書3（以下「本件対象文書」という。）につき、その一部を不開示とした決定については、審査請求人が開示すべきとする部分のうち、別紙の2に掲げる部分を開示すべきである。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成30年7月20日付け京大総法情第79号により、国立大学法人京都大学（以下「京都大学」、
「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、「金額」及び「業者名（法人名）」を不開示とした決定を取り消して、開示するとの決定を求める。

2 審査請求の理由

（1）審査請求書

ア 不開示とされた金額について

（ア）不開示とされた理由

「発注書」又は「請求書」に記載されている見積又は契約に関する金額情報は、原価や価格設定などの法人の競争力や能力、営業戦略上のノウハウに基づいて設定された金額を基礎とするものであり、公にすることにより、当該法人の競争上の地位、その他正当な利益を害するおそれがあることから、法5条2号イに該当するため、不開示とする。

（イ）不開示決定に対する異議

民間企業間の取引ではなく、国立大学法人から委託業者に支払われた料金は税金から出されており、適切な金額であったかどうかを確認するために情報公開が必要である。

前例として、国立大学法人岡山大学は、同様に法5条2号イを理由として委託業者に支払った金額を一旦不開示としたが、税金の用途についての説明責任を果たすため、開示することを決定した。

添付文書：資料1（略）

「情報公開・個人情報保護審査会答申書 平成28年度（独情）答申第15号」の第3の3（4）より抜粋『当該文書は、岡山大学が画像解析を業者に委託した際の、当該委託業務の発注・受注に係る文書であり、異議申立人は、この委託金額の開示を求めている。処分庁は、当初の決定にあたり、当該業者に対し、平成27年5月21日付け岡大総総第28号「第三者に係る法人文書の開示請求に関する通知」により、開示することの支障について意見照会を行った。その結果、平成27年6月4日付け文書により、委託金額については、当該業者の「営業上の都合」との理由で開示することに支障がある旨の意見書の提出があった。そのため、当該業者の意見を尊重し、公にすることにより当該法人の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの（法5条2号イ）として不開示にしたものであるが、税金の用途についての説明責任を果たすため、開示をすることにした。』

添付文書：資料2（略）と3（略）

資料1に関して、岡山大学から金額が不開示とされた当初（資料2）と異議申立により開示決定された後（資料3）の各文書を添付する。なお、岡山大学は業者の法人名とその住所等を不開示とせず、代表者名も「納品書」で印影の黒塗りにより一部が隠れているものの「○○」と読み取ることができる。

イ 不開示とされた業者の法人名について

（ア）不開示とされた理由

「発注書」、「納品書」又は「請求書」に記載されている業務委託先の法人に関する情報のうち、法人名並びに当該法人の特定につながる住所、代表者名及び管理番号は、公にすることにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあること、また、当該法人と締結した秘密保持契約により、同法人に委託した事実を含めて公にしないと条件で調査を委託したものであることから、法5条2号イ及びロに該当するため、不開示とする。

（イ）不開示決定に対する異議

民間企業間の取引ではなく、国立大学法人から委託業者に支払われた料金は税金から出されており、支払われた金額と同様に、適切な業者が選定されたのかどうかを確認するために業者の法人名の情報公開が必要である。

前例として、岡山大学は委託した業者名と住所等を不開示とせず、最初から開示していた（資料2）。京都大学も、適切な税金の用途についての説明責任を果たすために、委託した業者名（法人名）

を開示すべきである。

(2) 意見書

ア 本件情報は、非開示情報（法5条2号イ、ロ及び4号）に当たらないこと

(ア) 契約金額を開示しても法人の正当な利益を害する客観的おそれがないこと（法5条2号イ）

a 総論（法5条2号イの解釈）

最高裁平成13年11月27日判決は、栃木県公文書の開示に関する条例に関し、「『法人その他の団体（国及び地方公共団体を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公開することにより、当該法人等又は当該事業を営む個人に不利益を与えることが明らかであると認められるもの』とは、単に当該情報が『通常他人に知られたくない』というだけでは足りず、当該情報が開示されることによって当該法人等又は当該個人の競争上の地位その他正当な利益が害されることを要すると解すべきあり、また、そのことが客観的に明らかでなければならぬものと解される。」と判示している。

これを受けて、名古屋地裁平成13年12月13日判決は、行政機関情報公開法上の法人情報の該当性についても、「非開示事由としての情報は、主観的に他人に知られたくない情報であるというだけでは足りず、当該情報を開示することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれが客観的に認められる場合を指すと解すべきである」と判示している。

したがって、法5条2号の法人情報に該当するためには、法人の競争上の地位その他の正当な利益を害する客観的おそれが認められなければならない。

以下、これを前提に諮問庁の主張をまとめた上で、反論する。

b 諮問庁の主張

諮問庁は、フォレンジック調査を業務とする企業が少ないこと、別案件で、データファイル復元・解析の概要が開示済みであることからすると、契約金額を公開するのみで、同種の調査業務に対する受注金額が類推され、フォレンジック調査市場の相場形成に影響を及ぼすとし、これがひいては、当該法人の営業活動に不利益を生じさせる結果となるから、法5条2号イに該当すると主張する。

c 単に契約金額を開示したからといって、当該法人の同種の調査

業務の受注金額が類推されるものではないこと

しかしながら、諮問庁の主張を前提としても、別案件で開示済みであるのは、飽くまでも、データファイル復元・解析の「概要」にすぎず、開示された「京都大学における研究活動上の不正行為に係る調査結果について」（以下「調査報告書」という。）に記載のデータファイル復元・解析の概要（14ページの最終段落、資料4（略））からは、「提出前に削除されたフォルダの存在を調べる」、「Web検索の履歴を調べる」及び「削除されたフォルダに存在したファイルを復元する」という主に3つの作業を行ったことしか分からない。委託した業者の技術レベルが分かる「消去フォルダ」を探し出した詳細な解析方法や「ファイル復元」の具体的な方法までは開示されていない上に、「Web検索の履歴」が消去されていた場合は「消去された履歴を探し出す」作業も必要になるが、「Web検索の履歴」がそのまま残っていたのかどうかも明かされておらず、作業範囲が不明である。さらに、複数の手法が組み合わせられているため、契約金額が開示されても手法別の調査費用（単価）を知ることはできない。

そうであるとする、諮問庁自身が主張しているとおり、フォレンジック調査は極めて専門性が高いものであり、その調査手法（技術レベル）や作業範囲、手法の組み合わせいかんによって受注金額は大きく変わるものであるから、単に契約金額を開示したからといって、当該法人の同種の調査業務の受注金額が類推されるおそれはなく、諮問庁の主張はその前提を欠く。具体的で詳細な調査・解析・復元方法と作業範囲が明らかにならない限り、別件の調査業務と本件の調査業務が「同種」か否か、費用として同程度の金額となるかが判別できないからである。

d 仮に受注金額が類推されても、営業上の秘密やノウハウまで明らかになるものではないこと

また、仮に同種の調査業務に対する受注金額が類推され、それが調査市場の相場形成に影響を及ぼすとしても、そのことをもって、当然に法人の正当な利益を害するものとはいえない。

すなわち、国立大学法人などの公的機関との取引においては、行政の透明性等の観点から、価格等の契約内容が公開されるのが原則であるから、単に契約金額が公開され、自由経済における相場形成に影響が及ぶとしても、そのことをもって、当該法人の正当な利益が害されるものとはいえない。

この点に関し、奈良地裁平成10年1月26日判決は、「一般の経済的取引における契約内容の開示は、その内容がどのような

ものであっても契約当事者にとって必ずしも望ましいことではなく、競業する他の業者への影響のみならず、将来の取引に何らかの影響があることは当然に予想することができる。しかしながら、地方公共団体と契約を締結する法人等は、行政の透明性等の要請から、民間と契約する場合とは異なる制約を甘受せざるを得ないものである。すなわち、地方自治法は、地方公共団体の締結する契約については、その価格等の公正さを担保するため、一般競争入札の方法によるべきことを原則とし、随意契約等これ以外の方法による契約の締結を例外的なものとしているところ（234条1項及び2項）、前記本件条例の趣旨・目的に照らすと、一般競争入札以外の方法による契約についても、料金部分を含むその契約内容等について、公開することを原則としていると考えられる。したがって、地方公共団体と契約を締結する法人等において、契約内容の開示により当該法人の競争上の地位その他正当な利益が損なわれるとするためには、一般の経済的取引における契約内容の開示と異なり、当該開示により、原価、価格ロジック、価格体系等の営業上の秘密やノウハウが明らかになるなどの事情が必要であると解される。」との的確に判示し、料金部分を開示しても、当該料金を設定するに至った原価、価格ロジック、価格体系等の営業上の秘密やノウハウが明らかになるとは認め難いとして、正当な利益が損なわれるとはいえないとしている。

本件における処分庁も、国立大学法人であって、原則として一般競争入札等による契約を行うものとされており（資料5（略））、処分庁自身が、契約事務取扱規則において、一般競争入札を原則とし、随意契約によることができる場合を例外的に定めている（資料6（略））のであるから、上記判示の趣旨は同様に妥当する。

そして、本件において、仮にその契約金額が明らかになったとしても、その原価、価格ロジック、価格体系等の営業上の秘密やロジック、換言すれば、どのようにしてそのような価格設定が可能となったかに関する当該法人の秘密が明らかになるものではない。さらに言えば、本件においては、現段階で、当該法人名すら明らかになっていないのであるから、仮に契約金額が明らかになったとしても、当該法人の秘密が明らかになる余地はなく、当該法人の正当な利益を害するものではないことは一層明らかである。

- e 専門性が高い分野においても、上記判断は変わらないこと
さらに、このことは、フォレンジック調査の専門性が高く、限

定された市場，競争環境であるとしても何ら変わるところではない。

例えば，同じく専門性が高く，限定された市場，競争環境である弁護士への報酬費用について，法人情報に当たるかが争われた事例において，相場形成に影響を及ぼすことを理由に非公開事由に当たるとされた例は一例もない。

非公開事由に当たるとした京都地裁平成7年10月13日判決は，飽くまでも，弁護士の報酬額は，依頼者によって異なりうることから，これが明らかになると，「他の依頼者が，報酬額が異なることなどを理由に当該弁護士との信頼関係を損ねるなど，当該弁護士にとって，その事業活動が害されるおそれがあるものと認められる」として，非公開事由に当たるとしたものであり，他の弁護士との競争関係上の利益を正当な利益として認めたものではない。

また，大阪地裁平成9年10月22日判決は，「地方公共団体が支払う弁護士報酬の額は，予算の適正な執行という点からも，日本弁護士連合及び各弁護士会が定めた報酬規定による基本報酬額や当該事件処理により確保した経済的利益の価額により，一定の基準に基づいてできる限り客観的に決められるべきものであり，依頼を受けた当該弁護士もそれを承知でこれを承諾するもので，その決定に当たって依頼を受けた弁護士との間の人間関係は考慮されるべきではない。このような意味において，地方公共団体が支払う弁護士報酬の額は，私人や会社が支払う弁護士報酬の額よりも，より定型的に算出される傾向があるといえる。このような弁護士報酬額及びその算定に当たって考慮された事項が明らかになったとしても，当該弁護士の他の依頼者が自己の支払った報酬額と比較するなどして，当該弁護士の事業活動上の内部管理に属する営業上の方針が明らかになって，当該弁護士と依頼者との信頼関係が損なわれるとは考えられない。」として，上記京都地裁判決と異なり，非公開事由に当たらないとしたが，いずれも，他の弁護士との関係での競争関係上の利益は正当な利益とならないことを前提としていることは同じである。

したがって，諮問庁が理由とするような，フォレンジック調査市場の相場形成に影響を及ぼすことによって受ける当該法人の不利益は「正当な利益」に当たらないことが明らかである。

f 概括的な契約金額は既に公表されており，今後新たな影響が生じることはないこと

さらに，本件においては，その調査費用の概括的金額は既に一

般に公開されている。すなわち、不正調査委員会の調査委員長又は委員は、取材に対する回答の中で、データの復元につき、「専門業者に委託し、約100万円かかった」と概括的金額を話し、それが書籍によって既に一般に公開されている（資料7（略））。

したがって、仮に諮問庁が主張するような「フォレンジック調査市場の相場形成への影響」なるものがあり得るとしても、その影響は、既に同書籍の公表によって生じているのであって、今後、その正確な契約金額が明らかになることで、新たな影響が別途生じるとは考えられない。

g 小括

以上によると、本件の契約金額の開示により、法人の競争上の地位その他の正当な利益を害する客観的おそれが認められる余地はなく、開示が認められるべきである。

審査請求書に記載したとおり、岡山大学は、税金の用途についての説明責任を果たすためとして、画像解析に係る委託金額の開示を行ったが、かかる判断も、国立大学法人事務の透明性、説明責任の観点などの上記事情を踏まえてのことだと推測される（なお、岡山大学においては、委託業者の法人名は当初より開示されており、契約金額の開示により、法人名及び契約金額の双方が開示されたことになる。）。

岡山大学の事案と本件事案で判断を異にする理由はなく、岡山大学において開示がされたという事実は、本件においても、諮問庁が主張するようなおそれは主観的なものであって、客観的なものではないことを裏付けているといえる。

(イ) 「法人名」を開示しても法人の正当な利益を害する客観的おそれ等がないこと（法5条2号イ及びロ）

a 諮問庁の主張

諮問庁は、法人名を開示した場合、①当該法人が所有者ないし関係者からの不当な圧力を受けるおそれがある、②当該法人と秘密保持契約を締結し、同法人に委託した事実を含めて秘密扱いとしているとして、法5条2号イ及びロに該当すると主張する。その主張の位置付けは必ずしも明示されていないものの、①は同号イ該当性の、②は同号ロ該当性の理由と解される。

b 不当な圧力を受けるおそれがあることは抽象的おそれにすぎないこと（法5条2号イ）

しかしながら、まず、①データの所有者ないし関係者からの不当な圧力を受けるおそれなるものは、単に諮問庁が抽象的に想定しているものにすぎず、何ら具体的かつ客観的なものではない。

そもそも、本件の調査結果は既に処分庁が保有しており、かつ、その概要が公表されているのであるから、現時点において、所有者ないし関係者が、当該法人に圧力を加えたとしても、その調査結果を覆すことはできず、不正隠蔽の実効性が全くない。そうだとすると、データの所有者又は関係者が、現時点で、当該法人に対して不当な圧力を加えるおそれが具体的かつ客観的なものとして存在するとは到底いえない。

しかも、本件の調査対象は、反社会的勢力等を対象とするものでもないのであるから、当該人物が、処分庁からの委託を受けてフォレンジック調査をしたにすぎない業者に対して、報復をする具体的かつ客観的なおそれがあるとも考えられない。

したがって、当該法人が不当な圧力を受ける抽象的可能性をもって、その正当な利益を害するおそれが客観的に認められるとはいえず、法5条2号イに該当しないことは明らかである。

- c 法人名（契約の相手方）は、任意提供情報（法5条2号ロ）でないこと

また、諮問庁は、当該法人と秘密保持契約を締結していたとして、法5条2号ロ該当性を主張するようであるが、そもそも、同号ロは、「行政機関の要請を受けて、公に提供しないとの条件で任意に提供されたもの」であることを要件とし、法人等が行政指導等に基づき任意に提供した情報（営業秘密等）を想定したものである。

しかしながら、本件の法人名は、データ解析に係る契約の相手方の名称であって、処分庁自身が、秘密保持契約の締結と関わりなく、もともと把握していたものである。すなわち、本件は、処分庁が、データ解析を発注する当該法人に対して、法人名を明らかにしてほしいと「要請」し、これを受けて、当該法人が「公に提供しないとの条件で」任意に法人名を明かしたという事案ではなく、データ解析に係る契約締結前の時点において、既に処分庁は相手方法人の名称を当然把握しており、その後、第三者に対して明らかにしない旨の秘密保持契約が別途締結されたものにすぎない。

そして、法は、行政機関等の保有する情報は原則として開示すべきものであり、例外として不開示事由を定めていることからすると、例外事由である法5条2号ロの要件を文理に反して拡大解釈すべきではないことは明らかである。

したがって、本件の法人名は、秘密保持契約の締結に先立って、既に処分庁が保有していたものであるから、文理上、法5条2号

口の対象外であり、同号口に基づいて、非開示とされる余地はない。このように解したとしても、法人名を開示することによって真に具体的な不利益が及ぶのであれば、同号イなど別の条項で非開示となるのであるから、何ら問題はない。

- d 仮に任意提供情報に該当するとしても、現時点においてはその合理性が失われていること（法5条2号口）

また、仮に、本件の法人名が「行政機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供されたもの」であるとしても、法5条2号口の適用のためには、別途、「当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの」であることを要する。また、その合理性は現時点のものであることが要求されるのであって、提供当時は合理性を有していたとしても、時の経過によりその合理性が失われた場合は、その要件を満たさないこととなる（平成14年7月17日答申（行情）第123号参照）。

本件において、秘密保持契約が締結されていたとすると、その趣旨は、当該法人の調査中に、外部から不当な圧力を受けることを避け、その調査を適正に行うためだと考えられる。そして、審査請求人も、その限度では合理性を否定しない。

しかしながら、既に現時点においては、当該調査は終了し、その概要が処分庁によって公表されているのであるから、その調査を適正に行うために、当該法人が調査を行っている事実を秘匿する必要性・合理性は存しない。

また、当該法人がフォレンジック調査を行っていること自体は、ホームページ等で一般に公表されているものと考えられるのであるから、過去に処分庁から調査業務を受託していたことが公表されるとしても、それによって新たに外部から不当な圧力を加えられるおそれが高まるものではない。

したがって、現時点においては、公開しない旨の条件を付する合理性が失われているのであって、法5条2号口の要件を満たさない。

このことは、前記のとおり、岡山大学においては、同じく研究不正事案における画像解析に係る受注業者の法人名が開示されており、そもそも、この種の調査において、必ずしも秘密保持契約及びこれに基づく不開示が必要とされていないことからすると、一層明らかである。

- e 小括

以上によると、本件において、「法人名」を開示しても法人の

正当な利益を害する客観的おそれがなく、また、法人名は任意提供情報に該当せず、かつ、その非開示条件の合理性も失われているから、法5条2号イ及びロのいずれにも該当せず、開示されるべきである。

(ウ) 事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれもないこと（法5条4号）

a 諮問庁の主張

諮問庁は、金額又は法人名が開示され、当該法人が競争上の不利益を被ることとなった場合には、今後処分庁において同様の調査が必要となった場合に、当該法人のみならず同業他社が見積り合わせへの参加を躊躇するなど、処分庁における迅速な調査の実施に影響が及び、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすとして、法5条4号に該当すると主張する。

b 審査請求人の反論

しかしながら、法5条4号における「事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」とは、行政機関の長に広範な裁量権限を与える趣旨ではなく、当該事務又は事業が公益的な開示の必要性等の種々の利益衡量をした上で、「適正な遂行」といえることが求められる。また、その支障の程度も実質的なものであり、法的保護に値する程度の蓋然性が必要であると解されている（大阪地裁平成17年3月17日判決等）。

そして、上記でみたとおり、税金の使途の説明責任や国立大学法人事務の透明性の観点から、本件において、契約金額や法人名を公益的に開示する必要性は極めて大きい。とりわけ研究不正調査では、原則として不正疑義が指摘された研究者の所属研究機関が不正調査を執り行うと定められており（資料8：文科省「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」13頁「4-1 調査を行う機関」（略））、調査の結果「不正があった」と公表することで当該研究機関は社会から負の印象を持たれるという利益相反を伴っている。したがって、所属研究機関は不正隠蔽の疑いを持たれぬように調査が適正に実施されたことを公明に示すことが強く求められる。これは一般論であるが、例えば技術レベルの低い業者を選んで「不正の痕跡はない」と判定させたり、業績不振の業者に相場よりも高額な費用を支払うことで「不正はない」とする虚偽の報告書を提出させたりする等の隠蔽工作があり得る。その防止策としても、解析を委託した業者がその技術を十分に有しているかどうか、不相応な金額が支払われていないか、第三者が事後に確認できることが必要である。本件では不正行為

が認定されているが、原則として契約金額や法人名の開示が認められるべきである。

他方で、仮に契約金額等が公開されたとしても、当該法人のノウハウや営業上の秘密まで開示されるものではなく、当該法人が受ける競争上の不利益は抽象的なものであるか、軽微なものである。また、そもそも、フォレンジック調査は、研究不正という特殊な事情によって行われたものであって、処分庁において、将来にわたって、同種の調査が反復して行われることが予定されたものでもなく、「今後処分庁において同様の調査が必要となる」か否か自体、判然としないものである。

そうすると、諮問庁がいう事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれは、抽象的なものにすぎず、法5条4号の要件を満たさないことは明らかである。

イ 裁量的開示をしないことは裁量権の逸脱濫用となること

(ア) 以上のとおり、本件の各情報は、非開示情報に当たらないので、諮問庁は開示する義務を負う。

(イ) また、仮に形式的に、非開示情報に当たるとしても、上記でみたとおり、これによって被る不利益はわずかであるか、抽象的なものであり、他方で、税金の使途の説明責任や国立大学法人事務の透明性の観点から、開示をすべき公益上の要請が極めて高いことは明らかである。これらのことは、岡山大学のケースで、法人名、契約金額のいずれも開示されていることから裏付けられている。

したがって、法7条の裁量的開示を行わないことは、裁量権の逸脱濫用となるため、開示すべきである。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 審査請求人が審査請求の対象とした開示請求事項

本件審査請求の対象は、平成30年6月18日付け法人文書開示請求書に記載の当該論文不正調査に係る請求文書3件のうちの1件「③専門業者にデータ復元・解析を依頼した費用が分かる依頼書や納品書・領収書など」である。

2 原処分及びその理由

上記1の対象案件において、処分庁は、法人文書として別紙の1に掲げる文書1ないし文書3を特定し、うち、法5条1号、2号イ及びロに該当する部分を不開示とし、その他の部分を開示する旨の決定（原処分）を行った。

3 審査請求の趣旨

文書1ないし文書3に記載された金額及び業者名（法人名）について、当該支出は税金で賄われており、適切な金額及び業者選定であったかを確

認するため、それぞれ開示が必要である。

4 審査請求に係る原処分における不開示理由

本審査請求において審査請求人が開示を求める部分は、上記2のうち金額及び業者名（法人名）（以下「法人名」という。）に関する情報が記載されている不開示箇所である。

不開示理由は、「法人文書開示決定通知書」の別紙（略）に記載のとおり。

5 諮問の趣旨

本件審査請求に対して、諮問庁としては、処分庁における原処分維持が適当と考えるため、本件諮問を行うものである。

6 諮問理由

審査請求人は、金額・法人名ともに「適切な税金の用途についての説明責任を果たす」ために開示すべきである旨主張しており、この様な主張は法7条「公益上の理由による裁量的開示」を求めるものと解することができる。

そこで、この法7条における公益上の理由に関して、あらためて原処分の具体的理由を以下に示したうえで、それらと比較衡量したところ、不開示とすることによる利益を上回るまでの開示することによる利益があるとは認められなかった。したがって、法7条により開示することはできず、上記5のとおり原処分を維持することが適当と判断するに至ったものである。

なお、審査請求人は、金額・法人名等を開示とした他機関に係る情報公開・個人情報審査会答申書を挙げ、この前例に倣うべきとも主張しているが、このことを以て諮問庁の判断が羈束されるものではない。

また、処分庁が不開示とした金額又は法人名が仮に開示され、当該法人が競争上の不利益を被ることとなった場合、今後処分庁において同様の調査が必要となった際に、見積り合わせへの参加を当該法人のみならず同業他社が躊躇するなど、処分庁における迅速な調査の実施に影響が及ぶこととなり、処分庁が行う当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法5条4号にも該当する。

(1) 「金額」を不開示とした具体的理由

原処分において金額を不開示とした理由は、上記4のとおりであるが、「公にすることにより、当該法人の競争上の地位、その他正当な利益を害するおそれ」については、以下のとおり、単なる可能性ではなく、法5条2号イに基づく法的保護に値する蓋然性を有するものである。

データ復元・解析を行うフォレンジック調査を業務とする企業は、国内においては35社、うち、本件に該当する高度な専門知識を要する調査が可能な企業はさらに絞られることとなる。この様な極めて専門性が

高くかつ限定された市場，競争環境の中で，当該法人が設定した金額を開示することとなった場合，調査報告書に記載のデータファイル復元・解析の概要も踏まえると，当該法人名の開示・不開示に関わらず，今後において同種の調査業務に対する受注金額が類推され，フォレンジック調査市場の相場形成に影響を及ぼすこととなり，ひいては当該法人の営業活動に不利益を生じさせる結果となる。

(2) 「法人名」を不開示とした具体的理由

原処分において法人名を不開示とした理由は，上記4のとおりであるが，「公にすることにより，当該法人の競争上の地位，その他正当な利益を害するおそれ」については，以下のとおり，単なる可能性ではなく，法5条2号イ及びロに基づく法的保護に値する蓋然性を有するものである。

法人名を開示することとなった場合，当該法人がフォレンジック調査対象データの所有者ないし関係者からの不当な圧力を受け，営業上甚大な不利益を被るおそれがある。

また，そもそも調査の委託契約に際して処分庁と当該法人の間で締結した秘密保持契約において，処分庁が当該法人に業務を委託した事実を含めて秘密扱いとしている。この契約は，犯罪調査に必要となるデータを電子機器から収集・分析し法的な証拠性を明らかにするために行われるフォレンジック調査の特性に鑑みて，当該法人にとっては，業務の委託を受けた事実を含めた秘密保持は業務遂行上必須であること，また，処分庁としても，外部への情報漏えいを未然に防ぐために必要であるものとして，両者合意のもと締結したものであり，契約違反の際の損害賠償請求条項も含まれている。なお，フォレンジック調査における秘密保持契約は，本件に限ったものではなく，いずれの調査機関も締結しているものである。

おって，処分庁は，当該論文不正調査結果をホームページにて公表（略）しているが，当該法人名はその公表内容に含めておらず，かつ，今後公にする予定もない。

(3) 第三者照会

原処分に当たっては，当該法人に対して第三者照会を行っており，金額及び法人名が開示された場合，同法人の権利，競争上の地位，その他正当な利益を害されるため不開示を希望する旨，意見を得ている。その後，本件審査請求を受けてあらためて照会を行ったところ，同様の意見が得られた。

第4 調査審議の経過

当審査会は，本件諮問事件について，以下のとおり，調査審議を行った。

① 平成30年11月2日 諮問の受理

- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同月19日 審議
- ④ 同月29日 審査請求人から意見書を收受
- ⑤ 同年12月17日 本件対象文書の見分及び審議
- ⑥ 平成31年1月24日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件対象文書は、論文不正調査に関し、専門業者にデータ復元・解析を依頼した調査（以下「本件調査」という。）に係る別紙の1に掲げる文書1ないし文書3であり、処分庁はその一部を法5条1号並びに2号イ及びロに該当するとして不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、本件対象文書の不開示部分のうち、「金額」及び「業者名（法人名）」（以下「本件不開示部分」という。）の開示を求めているが、諮問庁は、法5条4号の不開示理由を追加し、原処分維持が適当としていることから、以下、本件対象文書の見分結果を踏まえ、本件不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

2 本件不開示部分の不開示情報該当性について

(1) 「金額」について

ア 標題に係る不開示部分は、文書1に記載された税込単価及び見積金額並びに文書3に記載された合計金額、単価、金額、小計、消費税及び総合計の各欄に記載された金額部分であると認められる。

イ 諮問庁は、当該不開示部分の不開示理由について、おおむね以下のとおり説明する。

(ア) データ復元・解析を行うフォレンジック調査を業務とする企業は、国内においては35社、うち、本件に該当する高度な専門知識を要する調査が可能な企業はさらに絞られることとなり、この様な極めて専門性が高くかつ限定された市場、競争環境の中で、本件調査を受託した法人が設定した金額を開示することとなった場合、調査報告書に記載のデータファイル復元・解析の概要も踏まえると、当該法人名の開示・不開示に関わらず、今後において同種の調査業務に対する受注金額が類推され、フォレンジック調査市場の相場形成に影響を及ぼすこととなり、ひいては当該法人の営業活動に不利益を生じさせる結果となることから、法5条2号イに該当する。

(イ) また、処分庁が不開示とした金額が仮に開示され、当該法人が競争上の不利益を被ることとなった場合、今後処分庁において同様の調査が必要となった際に、見積り合わせへの参加を当該法人のみならず同業他社が躊躇するなど、処分庁における迅速な調査の実施に影響が及ぶこととなり、処分庁が行う事務又は事業の適正な遂行に

支障を及ぼすおそれがあることから、法5条4号にも該当する。

ウ 当審査会において文書1及び文書3を見分し、さらに、調査報告書について諮問庁から提示を受け確認したところ、いずれにも本件調査の具体的な内容の記載は見当たらず、本件調査の範囲や手法の詳細について把握することはできないと認められる。そうすると、文書1及び文書3の金額部分を公にしても、本件調査と同種の調査業務に対する受注金額が類推されるとは認め難く、これを公にすると、フォレンジック調査市場の相場形成に影響を及ぼすこととなり、ひいては当該法人の営業活動に不利益を生じさせる結果となるとする諮問庁の説明は首肯できない。

また、当該法人の営業活動に不利益を生じさせるとは認められない以上、処分庁が行う事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとも認められない。

エ したがって、当該不開示部分は、法5条2号イ及び4号柱書きのいずれにも該当せず、別紙の2に掲げる部分を開示すべきである。

(2) 「業者名(法人名)」について

ア 標題に係る不開示部分は、文書1ないし文書3に記載された本件調査を受託した法人に関する法人名、住所、代表者名及び管理番号であると認められる。

イ 諮問庁は、当該不開示部分の不開示理由について、おおむね以下のとおり説明する。

(ア) 当該不開示部分を開示することとなった場合、当該法人がフォレンジック調査対象データの所有者又は関係者からの不当な圧力を受け、営業上甚大な不利益を被るおそれがあり、当該法人の競争上の地位、その他正当な利益を害するおそれがある。

(イ) また、本件業務委託契約に際して処分庁と当該法人の間で締結した秘密保持契約において、処分庁が当該法人に業務を委託した事実を含めて秘密扱いとしており、犯罪調査に必要となるデータを電子機器から収集・分析し法的な証拠性を明らかにするために行われるフォレンジック調査の特性に鑑みて、当該法人にとっては、業務の委託を受けた事実を含めた秘密保持は業務遂行上必須である。

ウ 以上について検討すると、フォレンジック調査は、上記イの諮問庁の説明のとおり、犯罪調査等に用いられる調査であると認められ、本件調査についても、論文不正調査に係るデータファイル復元・解析調査であることから、本件調査を受託した法人名等である当該不開示部分を公にすると、当該法人が調査対象者又は関係者から不当な圧力等を受け、営業上甚大な不利益を被るおそれがあるとする諮問庁の説明は否定し難い。

エ したがって、当該不開示部分は、法5条2号イに該当し、同条2号ロ及び4号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、適切な税金の用途についての説明責任を果たすため不開示部分を開示すべきである旨主張しており、これは、法7条の裁量的開示を求めていると解されるが、上記2(2)で不開示とすべきと判断した不開示部分を公にすることに、公益上特に必要性があるとすべき事情は認められないため、同条による裁量的開示を行わなかった処分庁の判断に裁量権の逸脱又は濫用があるとは認められない。

また、審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その一部を法5条1号並びに2号イ及びロに該当するとして不開示とした決定については、審査請求人が開示すべきとし、諮問庁が同条2号イ及びロ並びに4号に該当することから不開示とすべきとしている部分のうち、別紙の2に掲げる部分を除く部分は、同条2号イに該当すると認められるので、同条2号ロ及び4号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当であるが、別紙の2に掲げる部分は、同条2号イ及び4号のいずれにも該当しないと認められるので、開示すべきであると判断した。

(第5部会)

委員 南野 聡, 委員 泉本小夜子, 委員 山本隆司

別紙

1 本件対象文書

「専門業者にデータ復元・解析を依頼した費用が分かる依頼書や納品書・領収書など」に該当するものとして、以下の法人文書

文書1 発注書

文書2 納品書

文書3 請求書

2 開示すべき部分

文書1に記載された税込単価及び見積金額並びに文書3に記載された合計金額、単価、金額、小計、消費税及び総合計の各欄に記載された金額部分